# モバイル市場の公正競争促進 に関する検討会

報告書(案)

# 目次

はじめに	1
第1章 ネットワーク提供条件の同等性確保	2
1. 料金・品質(速度)に関する同等性	. 2
2. 接続料算定の適正性	. 7
3. 携帯電話番号ポータビリティ(MNP)の円滑化	. 8
4. 帯域幅の柔軟な変更の可能性	11
5. 音声卸料金の低廉化等	11
6. SIMカード発注等のスケジュール	12
7. HLR/HSS(加入者管理機能)連携機能の提供に係る網改造料	12
8. MNOの迷惑メールフィルタ設定における同等性	13
9. キャリアメールの転送サービス	14
10. テザリングの利用	15
11.緊急通報時のGPS情報の送信	16
12. 緊急速報(Jアラート等)	16
13.5G等の新サービスの提供	17
14. 店舗展開等のMNOと関連MVNOとの連携	17
1 5. MNOからのiPhoneの提供	18
16. 禁止行為適用事業者の拡大	18
17.050IP電話からの緊急通報	19
18. LINEの年齢認証の実施	19
第2章 中古端末の国内流通促進	21
第3章 利用者の自由なサービス・端末選択の促進	24
1. 利用者契約における利用期間拘束について	24
2. 利用者による利用実態に合わせたサービス選択について	27
3.「モバイルサービスの提供条件・端末に関する指針」について	29
4. 広告表示の適正性の確保等	30
<u> 参考資料</u>	32

## はじめに

本検討会では、モバイル市場におけるMVNOを含めた事業者間の公正な競争を更に促進し、利用者利益の向上を図るため、MVNO、中古端末事業者、消費者団体、販売代理店、MNO等からのヒアリング並びにMVNOに対するアンケート調査を実施し、モバイル市場の公正競争促進に関する課題に関して意見を聴取するとともに、それらについて意見交換を行ってきた。

ヒアリング等において指摘された事項について議論した結果、通信料金の適正化、サービスの改善に向けて、(1)ネットワーク提供条件の同等性確保、(2)中古端末の国内流通促進及び(3)利用者の自由なサービス選択の促進の3つの柱を通じて、モバイル市場の公正競争の更なる促進を図るために措置又は更なる検討が必要な事項を取りまとめることができた。

本報告書を基に必要な対応が行われることを関係各方面に要望する。

## 第1章 ネットワーク提供条件の同等性確保

モバイル市場では、電波の割当てを受けて移動通信サービスを提供する電気通信事業者 (MNO) が実質的に3グループに収斂、寡占化している状況にある¹。この市場で有効な競争を創出するためには、ネットワークを持たないMVNOにもネットワークを持つMNOと同様にネットワークへのアクセスを可能とし、互いに利用者に対するサービスの提供条件を競い合うことができるようにすることが重要である。

MNOとMVNOとの競争に加えて、MNOグループ企業としてMVNOが登場している中、そのようなMVNOを含めたMVNO同士の競争条件の同等性についても問題提起がなされている。

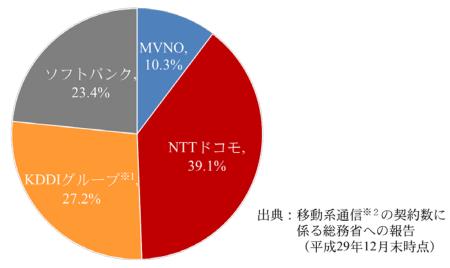
本検討会では、MNO・MVNO、MVNO同士の競争の公正性確保において重要な MNOのネットワークの提供条件について議論を行った。

## 1. 料金・品質(速度)に関する同等性

## (1) 現状

モバイル市場は、電波の割当てを受けて移動通信サービスを提供する電気通信事業者(MNO)が実質的に3グループに収斂している。MNOは、サブブランド等による低廉な料金でサービス提供を行い、また、グループ企業がMVNOとして低廉なサービスの提供を行っている。

<sup>1</sup> 総務省は、既存の3グループに属さない楽天モバイルネットワーク株式会社について、 第4世代移動通信システムに係る特定基地局の開設計画の認定を行った(平成30年 (2018)4月9日)。今後、同社は自らネットワークを構築して、携帯電話事業を行う 予定。



% 1 KDDIグループのシェアには、KDDI、沖縄セルラー及びUQコミュニケーションズが含まれる。 % 2 移動系通信:携帯電話、PHS及びBWA

(図1)移動系通信の契約数における事業者別シェア(グループ別)

#### (2) 意見

- MNOグループのMVNOやサブブランドのサービスにおいて、他のMVNOのサービスよりも伝送速度が高速であり、ネットワークの利用条件の同等性に関して検証が必要である。(第2回会合:楽天株式会社(以下「楽天」という。)、株式会社ケイ・オプティコム(以下「ケイ・オプティコム」という。)、第3回会合:トーンモバイル株式会社(以下「トーンモバイル」という。)、アンケート)
- MNOグループのサブブランドでは、ネットワーク速度が他のMVNOを大きく 上回り、コスト面でMVNOでは基本的に提供不可能な水準になっている。 (第2回会合:楽天)
- サブブランドが「いわゆる格安スマホ並みの料金」であるにもかかわらず、それ以外のMVNOとの間で速度差が大きい。サブブランドと同程度の速度を実現するには、1 加入者当たりのデータ利用料は極めて高額となることが見込まれる。(第2回会合:ケイ・オプティコム)
- KDDI株式会社(以下「KDDI」という。)回線を用いる他のMVNOと比べてUQコミュニケーションズ株式会社(以下「UQ」という。)では料金面で遜色がないが通信速度が圧倒的に速い。(第3回会合:トーンモバイル)
- MNOとしてのUQからの卸電気通信役務の提供によりBWAの周波数を仕入れ、auの周波数といわゆるキャリアグリゲーション、東ねることで速度を速くしている。そして、そのサービスについては、公平かつ同条件でUQを含む

MVNOに提供している。(第3回会合:KDDI)

- UQのMVNOサービスでは「いわゆる格安SIM」よりも高い料金プランで収益 を確保しながら、快適な通信環境を提供している。(第3回会合:UQ)
- 自社のサブブランドは同一会社内のサービスに過ぎず、コストコントロールなどを工夫して事業展開している。速度等の適切性について、個別サービス単位での検証は基本的に不要と考えるが、評価方法を整理して検討を行うのであれば総務省に情報提供を行うことも、検討の余地がある。(第3回会合:ソフトバンク株式会社(以下「ソフトバンク」という。))
- UQが提供するBWAサービスの大半はKDDIがUQの卸電気通信役務の提供を受けて、自社の周波数といわゆるキャリアアグリゲーションで提供を行っているものであり、UQには接続交渉上の優位性は無いことから、第二種指定電気通信設備の指定の必要はない。(第4回会合:UQ)
- MNOとMVNO間の同等性を確保するためには、ソフトバンクにBWAの再卸 の義務を課し、Wireless City Planning株式会社(以下「WCP」という。)とソフト バンクの卸電気通信役務の提供条件について、総務省で検証を行うことで 適正性を確保することが適当である。(第4回会合:WCP)
- WCPの契約数の大部分はソフトバンクとの連携により獲得したものであり、WCP単独での市場支配力は皆無であること等のため、BWA設備の二種指定化は適当ではない。(第4回会合:WCP)
- 電波利用の連携について、BWA事業者の二種指定化、接続料化を支持する。(アンケート)
- 二種指定化、接続料化することによる値上がりを懸念する。(アンケート)
- グループ内でネットワークを借りている場合には、その料金の適正化や情報 開示が必要。(アンケート)

#### (3) 考え方

① データ伝送サービスにおける伝送速度は、MNO のネットワークに係る条件だけではなく、MVNO の設備や端末の諸条件、そのエリアやその時々のトラヒックの状況など、ネットワーク内外における様々な要因により変化する。そのような要因に関して、伝送環境をいかに整備するかはサービス提供事業者のサービス提供条件における環境整備に依存する部分があることは事実であるが、そのような努力のみによってコントロールできない MNO のネットワーク提供条件に起因する要因については、公正な競争環境の整備、維持の見地から必要な検証を行い、対応していく必要がある。この見地から、伝送速度に関して重要な事項は、ネットワークにおける帯域幅の確保の条件と MNO によるネットワーク管理方法である。

#### 【帯域幅の確保における条件】

- ② 伝送速度では、MNOのネットワークにおいてどの程度の帯域幅が確保されているかが重要な要因になる。KDDIからもMVNOの伝送速度はMNOとの接続点における帯域幅に大きく依存するとの指摘があった。
- ③ KDDIからは、これに関して、MVNOには、卸電気通信役務を提供しており、届出のあった卸先事業者間で同一金額、接続約款と同じ条件で提供しているとして、つまり、グループ内外を問わず、同条件でMVNOにネットワークを提供しているとの説明があった。ソフトバンクからも、サブブランドを含むソフトバンクとMVNOにおいて、同条件でコスト負担しているとの説明があった。MNO各社の接続約款の規定が準拠ないし適用される限りは、MVNOが確保するネットワークの帯域幅が増えれば、それに応じてMVNO各社の接続料又は卸電気通信役務料金の支払いが増えることになる。
- ④ データ伝送役務の提供に係る契約帯域幅及びその利用者数について、本検討会では、MVNO 10社(これまでヒアリングを行ってきたMVNO、UQを含む。)から情報提供を受けた。その結果を見ると、利用者当たり契約帯域幅(kbps/利用者数)では UQ がこれら MVNO の中で最も大きい値であった。ただ、ケイ・オプティコムが本検討会のヒアリングにおいて見込んだ程の大きな格差があった訳ではない。
- ⑤ この点に関して、KDDIからは、同社がMNOとしてのUQの基地局設備を活用したキャリアアグリゲーションを行っていることについて説明があった。即ち、KDDIでは、MNOとしてのUQの卸役務の提供を受けてBWAの「周波数を仕入れ、」「auの周波数といわゆるキャリアアグリゲーション、束ねることで速度を速く」しているということであった。そして、そのサービスについては、公平かつ同条件で、UQを含むMVNOに提供していると説明があった。
- ⑥ KDDIが説明したとおりに接続約款に準拠した条件で同社が提供するネットワークを各MVNOが利用しているという前提に立つと、UQでは、他のMVNOよりも利用者当たりで多額の料金を支払うことでそれに応じた大きな帯域幅を確保していると考えられる。
- ⑦ これに関して、ケイ・オプティコムは、UQのUQ mobile (UQモバイル) やソフトバンクの Y!mobile (ワイモバイル) と主要MVNOとの間で利用者料金の差が 720 円 2から 1,620 円であるのに対して速度差が大きいと主張した。これに対し、UQ は、料金プラン全体で接続料を回収できる水準であるとし、「月額 1,000 円を下回るいわゆる格安SIMよりも高い料金設定」をすることで収益を確保して、利用者に快適な通信環境を提供していると説明した。

5

<sup>2</sup> 本報告書に記載する金額は全て税抜きのもの。

## 【料金と費用との関係及び「ミルク補給」についての検証の必要性】

- ⑧ MNOにおいて、その費用に照らして低廉過ぎる料金設定が行われ、あるいは MNOのグループ内のMVNOに対して他のMVNOにはない優遇が行われるとき には、MNOのネットワークに依存する他のMVNOとの間で同等の競争が行われないおそれがある。
- ⑨ いわゆるサブブランドを含むMNOサービスの料金等の提供条件がその費用等の関係において適正な水準にあるのか、また、グループ内で過度の「ミルク補給」(ネットワーク提供に際しての事実上の金銭的補助)があるが故に上記の多額の支払いが可能となっているのかについては、これまで、収入額、費用等のデータが十分に得られておらず、必要な検証が行われていない。
- ① したがって、MNOグループのサービス提供(いわゆるサブブランドやグループのMVNOによるものを含む。)について、サービスの提供条件やグループ内取引において、不当な差別的取扱いや競争阻害等の不当な運営に当たるものがないか、MNO3グループについて検証を行うこととし、そのための会計の専門家を含む検討体制を設けることが必要である。本検証は、現行制度のもとで可能なところから早急に開始すべきである。

## 【ネットワーク管理における公平性の確保】

- ① 仮に、MNOがそのネットワークにおいて、例えば、不当にMVNO網からのトラヒックを遅くして自社サービス用のトラヒックを速くするといったような、トラヒックの扱いを不当に差別的に取り扱うとすると、MNO、MVNOにおける伝送速度における競争条件が公正性を損なうことになりかねない。この点に関して、MNO各社からは、自社やグループ企業、その他のMVNOについて、ネットワーク管理上差別を行っていない旨の説明があった。
- ② これについて、今後不当な差別的取扱いが行われないことを民事的に担保するために、MNOが、トラヒックの取扱いにおいて、不当な差別的取扱いを行わない旨を接続約款に規定することとし、そのための電気通信事業法施行規則の改正を行う必要がある。

## 【第二種指定電気通信設備制度の適用の検討】

- ③ モバイルネットワークの接続料の透明性確保のための制度として、電気通信事業法では第二種指定電気通信設備制度が設けられている。インフラの開放という従来からの見地に加えて、上記のグループ内外の同等性の検証の見地からもこの制度の適用を検討すべきという意見があった。
- ④ これに関しては、MNOによるネットワーク提供について、透明性とMNOと MVNO間、MNOのネットワークの提供を受けるMVNO同士の公平性等を確保

するため、接続協議における交渉上の優位性の考え方を明確にするとともに、 総務省で、報告を受けている特定移動端末設備のシェアを勘案することにより、 第二種指定電気通信設備制度の適用を検討することが必要である。

⑤ その際、事業者間連携等の事業動向、市場動向や環境変化等を勘案して制度の在り方及び所要の措置について検討を行うことが必要である。そして、不要なアンバンドル(接続料の設定)を行う等、適用されるルールが過剰なものとならないようにする必要がある。

## 2. 接続料算定の適正性

## (1) 現状

- MVNO が MNO のネットワークを利用する際に支払う接続料は、電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第34条第3項第2号の規定により「能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたもの」を上限とする適正な水準にすることとされている。
- モバイル市場の公正競争の確保に向けて、接続料の適正化は重要であることから、これまで総務省において、数次にわたり、ルールの見直しを行っている。具体的には、原価算定のルールについて、平成 22 年(2010)3月に「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」が定められ、平成28 年(2016)3月には第二種指定電気通信設備接続料規則が制定された(施行は同年5月)。また、利潤の算定を更に厳正化するため、平成29 年(2017)2月には、同規則の改正等が行われた。
- 同規則により、接続料は、急激な変動があると認められる場合にあっては、接続料の実績年度の値で遡及精算(当年度精算)を行うこととされているが、当年度精算をいかなる場合に実施するかについて、具体的な基準が必要であるとの指摘がある。

## (2) 意見

- 接続料が高い。算定根拠等の情報開示が不十分である。(第2回会合:株式会社インターネットイニシアティブ(以下「IIJ」という。)、ケイ・オプティコム、アンケート)
- (接続料の水準を考慮すれば)MNO の各種割引サービスが MVNO では実現不可能である。(アンケート)
- 接続料の確定が遅く予見性の観点から不利である。(第2回会合:IIJ、第3回

会合:トーンモバイル、アンケート)

- 接続料の当年度精算を行う場合、その実施基準の明確化を希望する。(第2回会合:IIJ、ケイ・オプティコム、アンケート)
- データ接続料は低廉化傾向である。(第3回会合:株式会社 NTT ドコモ(以下「NTTドコモ」という。)、KDDI、ソフトバンク)
- 当年度精算を行う一定の基準を設定すべきである。(第3回会合:KDDI)
- 当年度精算を義務化する必要はない。(第3回会合:ソフトバンク)

#### (3) 考え方

- ① 上記のように、これまで、接続料の原価・利潤の算定の厳正化のため、数次のルール見直しが行われてきた。これらを受けて行われた原価算定では、第4世代までに至る携帯電話サービスの原価等に焦点が当てられてきたが、このサービスの提供に用いられる電気通信設備について、MNOの中には、BWAサービスの提供のためにも用いているものがある。接続料算定の適正化の観点から、MNOの接続料算定において、BWAに係る原価及び需要について、適正に反映される方法によることとする必要がある。これについては、総務省からMNOに要請が行われた(「第二種指定電気通信設備に関する接続料におけるBWAに係る原価及び需要の扱いについてのKDDI株式会社及びソフトバンク株式会社に対する要請」(平成30年(2018)3月22日))ところであり、これに従った運用が行われる必要がある。
- ② また、接続料については、これを支払う事業者に対して、その算定根拠について透明性が確保されることが重要である。これについては、総務省は、接続料の算定根拠の透明性向上のため、MNOに対して、接続料の原価や需要等に関する情報開示を求める省令・告示の改正を、平成 29 年(2017)9月に行った。この制度の運用状況等について検証を行い、必要に応じた見直しを行っていくことが重要である。
- ③ また、接続料の当年度精算を行うかどうかについては、その予見性の確保の ため、実施基準の明確化が重要であり、これに向けた検討を、総務省におい て行うことが必要である。

## 3. 携帯電話番号ポータビリティ(MNP)の円滑化

#### (1) 現狀

● 携帯電話の利用者が携帯電話事業者を変更した場合に電話番号はそのままで変更後の電話会社のサービスを利用できる仕組みである電話番号ポータビリティ(Mobile Number Portability (MNP))は、平成 16 年(2004)5月の

「携帯電話の番号ポータビリティの導入に関するガイドライン」、平成 18 年 (2006)2月の電気通信番号規則(平成9年郵政省令第82号)の改正(同年 11 月施行)により、導入された。

- 上記ガイドラインでは、「利用手続は、一の販売店(代理店を含む)において番号ポータビリティの利用の申請から手続までが全て完了できる可能性、(略)も含め、利用したい者にとって簡便で利用しやすいものであるよう、携帯電話利用者の意見も取り入れつつ検討を行うこと」を関係事業者に求めていた。
- これに対して、事業者においては、現状の手続として、移転元事業者から利用者に解約時の必要事項の説明を行うために、移転する利用者が電話等により移転元事業者から予約番号を取得する手続が取られている。
- 利用者が移転元事業者から予約番号を取得する手続については、携帯電話事業者各社からの、MNP の実現に向けた取組状況の総務省への報告(平成 16 年(2004)~平成 18 年(2006))において、MNPを使った事業者間移転に際して移転元事業者からの強引な引き止めが行われる可能性について指摘があり、携帯電話事業者各社は、電話だけでなく Web においても利用者が予約番号を取得できることとした。
- しかしながら、現状においては、次表のとおり、利用者が移転元事業者から 予約番号を取得する際に、一部事業者では Web(PC・スマートフォン)による 予約番号の受付を行っていない。

(表1)携帯電話各社の各窓口における予約番号払出しの対応状況

	NTT ドコモ	KDDI	ソフトバンク
キャリアショップ	0	0	0
電話	0	○ (専用窓口)	○ (専用窓口)
Web (PC・スマートフォン)	0	×	×
Web(フィーチャーフォン)	0	0	0

● 移転元事業者では、予約番号の受付に際して、利用者に対し、期間拘束契約の解約金や保有しているポイントの失効等に関する情報提供を行っている。

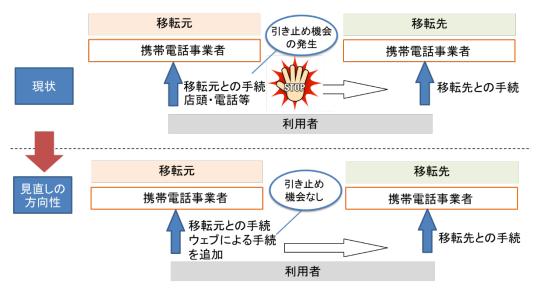
## (2) 意見

せられた。

● MNP 時に移転元事業者が特典の提示や自社低料金プランへの勧誘等により引き止めを行う例があり、改善が必要である。(第3回会合:トーンモバイル)

#### (3) 考え方

- ① MNPの手続において、移転元事業者との対面や電話での接触手続が必須化されていると、移転元事業者がその手続を利用して強引に利用者の引き止めを行い、その結果、円滑なMNPの実現が阻害される可能性がある。このような事態は、手続をウェブにより可能とし、利用者が望まない移転元事業者との対面・電話による接触を回避できるようにすることにより、避けることができるようになる。
- ② したがって、総務省でMNPのガイドライン等の見直しを行い、<u>移転元事業者による引き止め機会のない事業者間移転を可能とするべきである。そのため、移転元事業者でのウェブによるMNP手続を可能とすることが有効と考えられる。</u>
- ③ <u>また、強引な引き止めについて、実態把握を総務省で実施し、不適正なもの</u>がある場合には、その適正化を事業者に働きかけることが必要である。



(図2)MNP 手続の見直しの方向性

④ なお、これに関し、円滑なMNPの実現の上で、コールセンター等での利用者対応も各社で円滑に行われることが重要であり、コールセンターへの電話のつながりやすさについて、総務省で実態把握を行っていく必要がある。

## 4. 帯域幅の柔軟な変更の可能性

## (1) 現状

MVNOが確保する帯域幅の変更は、MNOによって各社が設定する期間ごとに実施されている。

#### (2) 意見

ヒアリング及びMVNOに対するアンケート調査の結果、大要次のような意見が寄せられた。

● 帯域幅変更の工事が高額である。時間帯に応じた柔軟な帯域幅変更を希望する。(アンケート)

## (3) 考え方

- ① 帯域幅の柔軟な変更が可能であれば、事業者のサービス提供条件の柔軟な変更が可能となる。他方で、帯域幅の変更には一定の手続や工事が必要であり、それにより費用もかかることになる。
- ② これについては、総務省は、帯域幅変更の工事に係る工数等の実態把握を 行い、作業時間の効率化等による帯域幅変更の工事費の低廉化の可能性に ついて検討を行うことが必要である。
- ③ <u>柔軟な帯域幅変更については、MNOにおいて、システム構築や工事等に伴う</u> 追加費用が見込まれるところ、現実的な実現方法や費用負担の方法等を含め、 MVNOからの要望がある場合にはその検討課題を抽出しその対応可能性に ついて検討するよう総務省からMNOに要請し、総務省でそのフォローアップを 行うことが必要である。

## 5. 音声卸料金の低廉化等

## (1) 現状

- ① MNO から MVNO 〜提供される音声の卸電気通信役務は、現在、小売料金から割引する従量料金による提供されている。
- ② 現在のところ、MVNOとMNOとの間の音声役務の提供のための接続は実現していない。

## (2) 意見

- 音声等の卸料金に引き下げ余地があるのではないか。準定額・定額プランの音声卸料金を希望する。(第2回会合:楽天、第3回会合:トーンモバイル、アンケート)
- 設備投資が必要となるため、音声接続による音声サービスの提供が困難である。(アンケート)

- ① 音声サービスの公正な競争のためには、MVNO が依存する音声の卸電気通信役務において、適正な料金設定がなされていることが重要である。
- ② 音声卸料金の低廉化等の見直しについて、MVNOから要望がある場合にはその検討課題を抽出してその対応可能性について検討するよう総務省から MNOに要請し、総務省でそのフォローアップを行うことが必要である。
- ③ MVNOは、MNOとの協議が調わないときは、電気通信事業法第 39 条の規定 に基づく総務大臣による裁定等の紛争処理手続を利用することが可能であり、 必要に応じその手続の活用も関係事業者において検討することが考えられる。

## 6. SIM カード発注等のスケジュール

## (1) 現状

MVNOがMNOにSIMカードの発注を行う際に、現状、SIMカードの貸与の数か月前に申込みを行うことを求められる場合があり、この期間短縮が望まれている。

## (2) 意見

ヒアリング及びMVNOに対するアンケート調査の結果、大要次のような意見が寄せられた。

● SIM カード発注等に係るスケジュールの見直しを希望する。(アンケート)

## (3) 考え方

MVNOのサービスの円滑な提供のため、MVNOがMNOからSIMカードの貸与を受けてサービス提供を行う場合、SIMカードの早期の確保が重要であり、SIMカードの提供等に係る標準的な期間について、実態把握を総務省で実施することが必要である。

## 7. HLR/HSS(加入者管理機能)連携機能の提供に係る網改造料

## (1) 現状

総務省は、MVNOが加入者管理機能を自ら設置することについて、MVNOと MNO間の協議が促進されるべきものとしている。

IIJが、加入者管理機能を設置しNTTドコモのネットワークと連携させることについて、平成 28 年(2016)にNTTドコモとの間で合意し、平成 30 年(2018)3月にサービス提供を開始している。

#### (2) 意見

ヒアリング及びMVNOに対するアンケート調査の結果、大要次のような意見が寄せられた。

● HLR/HSS 連携機能の提供に係る網改造料の金額に係る情報が十分でない。 (アンケート)

## (3) 考え方

- ① MVNOのサービスに自由度を確保する上で、HLR/HSS連携機能の実現は有用であり、実際に一部のMVNOについてこれが行われている。ただ、その際の費用負担が過大になる場合にはその有用性も十分に発揮されないことになる。
- ② そこで、HLR/HSS連携機能の提供に際してMVNOが負担する金額の根拠や 適正性について、MVNOへの十分な説明をMNOに要請し、総務省でそのフォ ローアップを行うことが必要である。

## 8. MNOの迷惑メールフィルタ設定における同等性

## (1) 現状

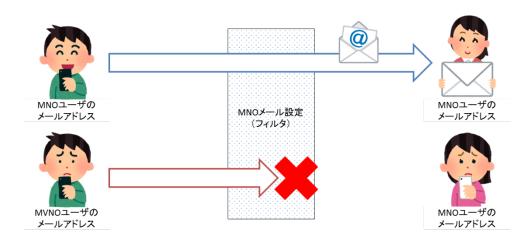
MNOは、迷惑メールから利用者を保護することを目的とし、メール受信においてフィルタリングサービスを提供している。現状、フィルタリングにおいて、MNO各社とUQの利用者からのメールのみを受信するような設定がなされている。

## (2) 意見

- MNOのメールフィルタリングに掛からないキャリアメール相当のサービスの実現を希望する。(第3回会合:トーンモバイル、アンケート)
- MNO のメールのフィルタリングに掛からないサービスの実現のためには、 MVNO が講じている迷惑メール対策の内容・運用体制等が MNO と同等の レベルにあることが必要。(第4回会合:NTTドコモ、KDDI、ソフトバンク)

迷惑メールを回避するためのフィルタ設定は、利用者保護の見地から重要であるが、その設定が恣意的に行われることで迷惑メール回避の目的を超えて競争条件の公平性を損なうような運用がなされることがあってはならない。

これについて、MNO側では一定のセキュリティ確保の要請によりフィルタリング設定を行っているということなのであるから、MVNOからのメールが受信拒否メールとして扱われないことを希望するMVNOに対して必要となるセキュリティ確保に関する基準をMNOから提示するよう総務省からMNOに要請し、総務省でそのフォローアップを行うことが必要である。



(図3)現状のMNOの迷惑メールフィルタ設定による影響

## 9. キャリアメールの転送サービス

## (1) 現状

MNOの利用者がその契約を解除して他の事業者に移転する場合、MNOのメールサービス(キャリアメール)の利用もその時点で停止し、当該サービスにおいて提供されるアドレス宛のメールは、受信されないようになる。

## (2) 意見

ヒアリング及びMVNOに対するアンケート調査の結果、大要次のような意見が寄せられた。

● キャリアメールの転送サービスの提供を希望する。(第3回会合:トーンモバイル)

## (3) 考え方

キャリアメールが移転先事業者に転送されるサービスが実現すると、MNOから事業者を変更する利用者の利便が向上し、事業者間移転のスイッチングコストが下がると期待される。

他方、MNOにおいて利用者が移転した後も元利用者のデータ管理が必要になるため、その方法や費用負担の方法等の検討が必要と見込まれる。MNOにおいては、MVNOからの要望がある場合には、その検討課題を抽出してその対応可能性について検討するよう総務省からMNOに要請し、総務省でそのフォローアップを行うことが必要である。

## 10. テザリングの利用

## (1) 現状

MVNOの利用者が、KDDI又はソフトバンクのネットワークを利用する場合、テザリング\*が利用できない場合がある。

※ テザリング:携帯電話を経由して、PC 等でインターネット接続を行うこと。

## (2) 意見

ヒアリング及びMVNOに対するアンケート調査の結果、大要次のような意見が寄せられた。

● テザリングが一部の端末で利用できない。(アンケート)

## (3) 考え方

① UQを除くMVNOにおいてテザリングができない状態が続くことは、MVNOと MNOの間、MVNO間で同等の条件で競争ができない状態を放置することになる。これについては、ソフトバンクのネットワークでは次の表のとおりテザリングの実現が図られた。

## (表2)ソフトバンクのテザリングの実施時期等

iPhone、iPad端末	<ul><li>・平成30年(2018)4月9日</li></ul>
	全てのMVNO利用者でテザリングが可能となった。
Android端末	<ul><li>・平成30年(2018)春夏モデル以降ソフトバンクが販売す</li></ul>
	る端末はテザリングが可能

② KDDIにおいても、テザリングの実現に向けた対応が行われている旨説明があったが、同社においてこの早期実現を図り、また、<u>テザリングの実現時期をMVNOに提示する必要がある。これについて、総務省においてKDDIに要請することが必要である。</u>

③ テザリング未対応の既発売端末への対応については、MVNOからの要望の有無を総務省が確認することが適当である。

## 11. 緊急通報時のGPS情報の送信

## (1) 現状

MVNOの利用者が使用する端末の一部において緊急通報時にGPS情報が送信されないことがある。

## (2) 意見

ヒアリング及びMVNOに対するアンケート調査の結果、大要次のような意見が寄せられた。

● 一部端末において緊急通報時に GPS 情報が送信されないことがある。(アンケート)

## (3) 考え方

緊急通報先の緊急通報者への対応が迅速に行われる上で、緊急通報者のGPS 情報が緊急通報先に伝達されることは重要である。これがMVNOの利用者が使用する端末の一部において実現されないことがある要因について、まだ分析が十分行われていない実情にあるため、MVNOの利用者が使用する端末の一部において緊急通報時にGPS情報の提供が不可となる事案について要因の究明等、必要な協力を行うよう総務省からMNOに要請することが必要である。

## 12. 緊急速報(Jアラート等)

#### (1) 現狀

SIMフリーのAndroid端末の一部において、緊急地震速報・津波警報以外の緊急速報(Jアラート等)が受信できないことがある\*\*。

※ iPhoneも機種によって、緊急地震速報・津波警報以外の緊急速報(Jアラート等)が受信できないことがある。

## (2) 意見

ヒアリング及びMVNOに対するアンケート調査の結果、大要次のような意見が寄せられた。

● 一部端末において緊急地震速報・津波警報以外の緊急速報(J アラート等) が受信できないことがある。(アンケート)

災害時等における被災者や関係者の対応を支援する上で、緊急速報情報が確 実に早期に受信されるようにすることは重要である。これに関して、<u>緊急速報につい</u> て、電気通信事業者協会(TCA)が平成 29 年 12 月にAndroid端末の共通受信仕 様を策定したところであり、その運用状況を注視していく必要がある。

## 13. 5G等の新サービスの提供

## (1) 現状

5Gのサービス提供が平成32年に開始されるほか、今後も新技術を用いるサービス提供が見込まれている。

## (2) 意見

ヒアリング及びMVNOに対するアンケート調査の結果、大要次のような意見が寄せられた。

● 5G 等新技術によるサービスが提供される際には、対応したサービスの実現を希望する。(第3回会合:トーンモバイル、アンケート)

## (3) 考え方

5G 関係機能の提供について、MVNOからMNOに要望がある場合には、円滑な協議がなされる必要があり、総務省においてもその状況を注視することが必要である。

## 14. 店舗展開等のMNOと関連MVNOとの連携

#### (1) 現狀

MNOとMNOグループのMVNOにおいて、店舗展開や販売における連携が行われている。

#### (2) 意見

ヒアリング及びMVNOに対するアンケート調査の結果、大要次のような意見が寄せられた。

● 店舗展開や販売促進面において、MNO と関連 MVNO・サブブランド間の連携が過度に行われている。(第2回会合:IIJ、楽天、アンケート)

関連MVNOと販売連携に係る契約を締結しているMNOからは、他のMVNOに対しても、販売連携について協議に応じるとの説明があったところ、協議状況を注視することが必要である。

また、これに関しては、第1章 1. で触れた 「ミルク補給」についての検証により対 処していくことが適当と考えられる。

## 15. MNOからのiPhoneの提供

## (1) 現状

MNOからiPhoneの提供が同グループのMVNOに対して行われている事例がある。

## (2) 意見

ヒアリング及びMVNOに対するアンケート調査の結果、大要次のような意見が寄せられた。

● MNO からの iPhone 提供が関連 MVNO でない MVNO では実現できていない。(アンケート)

## (3) 考え方

端末の提供がグループ内事業者間で行われること自体が即ち不当な競争を引き起こすことになるとは言えないが、これに関連して競争阻害的な実態がないか、関連MVNOでないMVNOが、MNOに端末の提供を求める協議の状況等について、実態把握を総務省で行うことが必要である。

## 16. 禁止行為適用事業者の拡大

## (1) 現状

電気通信事業法第30条第1項に定める禁止行為等の規制対象として、NTTドコモが指定されている。

#### (2) 意見

- NTTドコモ以外の大手携帯電話事業者についても電気通信事業法第30条に定める禁止行為等の対象とすべきである。(第2回会合:IIJ)
- 禁止行為規制適用事業者の拡大は適当ではない。(第3回会合:KDDI、ソ

フトバンク)

## (3) 考え方

グループ内取引における適正性について、ネットワークの利用の同等性に関する検証を通じて検証することが適当と考えられる。

## 17. 050IP電話からの緊急通報

#### (1) 現状

一部のMVNOにおいて、050IP電話サービスを提供しているMVNEからサービス 提供を受け、サービス提供が行われている。当該 050IP電話からは、緊急通報 (110,118,119)ができないため、これを可能として欲しいとの要望がある。

## (2) 意見

ヒアリング及びMVNOに対するアンケート調査の結果、大要次のような意見が寄せられた。

● 050IP 電話からの緊急通報の実現を希望する。(第3回:トーンモバイル)

## (3) 考え方

緊急通報に必要な位置情報の伝送が 050IP電話では未実施の状況にある。位置情報の伝送の実施方法、コスト等について、050IP電話を卸提供するMVNEとMVNOとの間の協議が行われる場合には、状況を注視することが必要である。

## 18. LINEの年齢認証の実施

#### (1) 現状

LINEでは、利用者情報と連携した年齢認証を実施しているが、これに関する機能提供が、MVNOに対しては実施されていないため、MVNOでは年齢認証を利用した機能が利用できない。

#### (2) 意見

ヒアリング及びMVNOに対するアンケート調査の結果、大要次のような意見が寄せられた。

● LINE は MNO の利用者情報と連携した年齢認証を実施しているが、MVNO との間では実施していない。当該年齢認証の実施を希望する。(アンケート)

年齢認証に関する機能提供が実現しない要因について、まずは、実態把握を総 務省で実施することが必要である。

## 第2章 中古端末の国内流通促進

中古端末の国内流通が市場のニーズに応じて行われることは、端末やその購入先に関する利用者の選択肢を拡大させ、通信サービスでの競争促進に資するものと考えられる。しかしながら、諸外国に比して日本では中古端末の供給量が少ないとの指摘<sup>3</sup>がなされている。

## (1) 現狀

- ① 諸外国に比して日本では中古端末の供給量が少ないとの指摘がある。
- ② 中古端末を販売する事業者によってリユースモバイル・ジャパン(以下「RMJ」 という。)が設立(平成29年(2017)3月)されており、中古端末の認知度向上に 向けた広報活動や会員企業向けのガイドライン(適切なデータ消去方法等)の 策定等を始めている。
- ③ MNO各社は、「モバイルサービスの提供条件・端末に関する指針」(平成29年(2017)1月総務省策定。以下「指針」という。)に基づき、平成27年(2015)5月1日以降新たに発売された端末については、端末代金の不払防止等のために必要最小限の措置 \*を講ずる場合を除き、原則としてSIMロックの解除に応じることとされている。指針では、解約時にSIMロック解除に係る条件及び手続を説明するよう求めているが、実際の解約時の解除件数は非常に少ない状況である。

#### (2) 意見

- MNOが下取りした端末の海外流出を抑制し、国内再流通を促進するべきである。(第2回会合:楽天)
- 中古端末の国内流通を制限していない。(第3回会合:NTT ドコモ、KDDI、 ソフトバンク)
- 申古端末の流通拡大に向けて、公正・中立な国内取引市場の確立が必要である。(第2回会合:ベイン・アンド・カンパニー・インコーポレイテッド(以下

<sup>&</sup>lt;sup>3</sup> 本検討会第2回会合(平成30年(2018)1月15日)におけるベイン・アンド・カンパニー・インコーポレイテッド提出資料によると、平成28年(2016)の日本における中古携帯端末の販売数は約140万台であり、同年の英国(約900万台)の約6分の1、平成27年(2015)の北米(約1,300万台)の約9分の1であった。

<sup>4</sup> 端末代金が割賦払いの場合は 100 日程度、一括払いの場合は MNO が当該支払を確認で きるまでの期間、SIM ロック解除に応じないことなど。

「ベイン」という。)、公益社団法人全国消費生活相談員協会(以下「全相協」という。)、全国地域婦人団体連絡協議会(以下「地婦連」という。))

- 修理済中古端末の品質を担保するため、修理事業者の認証制度の導入や 部品の供給が必要である。(第2回会合:ベイン、RMJ)
- 中古端末の普及には、データ消去の安全性の担保及び故障への対応拡充による消費者不安の払拭や、認知度の向上が必要である。(第2回会合: RMJ)
- 中古端末の普及には、中古端末事業者等による故障時のサポートが必要である。(第2回会合:アンケート)
- ネットワーク利用制限サイト(MNOが盗難・不払い端末の情報を開示しているウェブサイト)について、情報反映の迅速化や記載内容の明確化が必要である。(第2回会合: RMJ)
- MNO各社は中古端末のSIMロック解除を受け付けるべきである。(第2回会合:楽天、ケイ・オプティコム、RMJ)
- 中古端末の SIM ロック解除は盗難品のおそれがあるため、現時点では対応 する予定はない。(第3回会合:ソフトバンク)
- 消費者が安心できる選択肢の拡大に向けて、MNOのチャネルで中古端末を販売することが必要である。(第2回会合:ベイン)
- 現状、自身で中古端末を取り扱うことは考えておらず、市場状況や利用者の 声を踏まえて検討したい。(第3回会合:NTTドコモ、KDDI)
- 古物商許可の申請手続の簡略化が必要である。(第2回会合:アンケート)

## (3) 考え方

端末の円滑な流通は、サービスの利用が円滑に行われる上で不可欠の要因である。そのため、中古端末のニーズがあるにも関わらずその流通が人為的に阻害される要因があるのであれば、これを極力無くしていく必要がある。

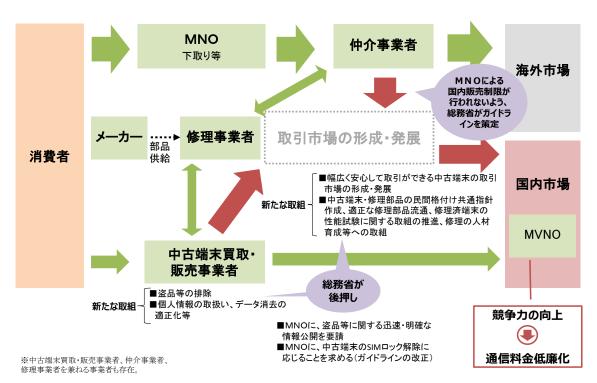
そのような見地から、第一に、MNO によって端末の流通が不当に制限されないことを確保するため、下取り端末の流通・販売を行う者に対して MNO が当該下取り端末の国内市場での販売を制限することは、業務改善命令の対象となることを明確化するガイドラインを策定する必要がある。

第二に、中古端末のSIMロック解除について、中古端末を購入した第三者が当該端末の利用を不当に制限されないよう、MNOが中古端末(盗品・不払い端末と確認されたものを除く。)のSIMロック解除に応じることを確保するため、SIMロック解除ガイドラインを改正することが必要である。

また、中古端末の流通拡大及び利用者の利便性向上の観点から、総務省は次の取組を進めることが必要である。

- <u>中古端末の売り手・買い手がより幅広く安心して取引ができる中古端末の取</u>引市場の形成・発展に向けた関係者間の協力を後押しする。
- <u>中古端末や修理部品の格付けについて、民間の共通指針の策定を後押し</u> する。
- <u>適正な修理部品の流通や修理済端末の性能試験に関する取組の推進、修</u> 理の人材育成等への取組を後押しする。
- 中古端末事業者やその業界団体による中古端末の流通阻害要因の排除に 向けた取組(盗品等の排除、個人情報の取扱いやデータ消去の適正化等) を後押しする。
- MNO に対して盗品等に関する迅速かつ明確な情報公開を求める。
- これらについて、<u>必要に応じ、関係者間の調整の場へのMNOの参加を促す</u> とともに、オブザーバとして参加する。

上記のほか、古物商許可の申請手続の簡略化については、古物商許可の申請手続を簡素化する「古物営業法の一部を改正する法律」が第 196 回国会において成立したところである。



(図4)中古端末の国内流通促進に向けた取組

## 第3章 利用者の自由なサービス・端末選択の促進

公正な競争を確保するためには、利用者がその利用実態に応じて自由にサービスや事業者を選択できることが重要である。したがって、事業者変更のスイッチングコストを上昇させ、利用者による事業者の乗換えを制限する要因があるのであれば、その緩和又は解消に向けた措置が講じられることが必要である。

また、サービスメニューの複雑化等により、利用者がその利用実態に応じたサービスを選択することが困難になっているとの指摘があったところであり、事業者においては、利用者に対する積極的な情報提供に取り組むことが必要である。

加えて、端末購入補助の適正化について新たな課題が指摘されており、MVNOの新規参入・成長の阻害を防止する観点からも総務省には更なる対応が求められる。

## 1. 利用者契約における利用期間拘束について

## (1) 現状

- ① MNO各社は、2年間の利用期間拘束<sup>5</sup>及びその自動更新を伴う契約によりサービスを提供している。これは、2年間の契約期間中に途中解約した場合には9,500円の違約金が課されるとともに、2年間の契約満了直後の2か月間のうちに解約又は期間拘束のない料金プランに変更しなければ、2年間の期間拘束が自動的に更新されるものである。
- ② 現在のMNO各社の仕組みでは、このような利用期間拘束がある場合、2年間で契約を終了して他事業者へ乗り換えようとするときには、24か月目までに解約して違約金を支払うか25か月目又は26か月目に解約して解約した月の月額料金(一部の料金<sup>6</sup>を除き、日割計算されない)を支払う形態しか選択肢がない。いずれにおいても、利用者は、24か月分の通信料よりも多い金額をMNOに支払わなければならない。
- ③ また、NTT ドコモが2年間の契約期間満了後に利用者の選択により利用期間 拘束のない料金プランに移行できるようにし、2年間の契約期間満了後は期 間拘束の有無により基本料金に差を設けていない <sup>7</sup>のに対し、KDDI 及びソフ

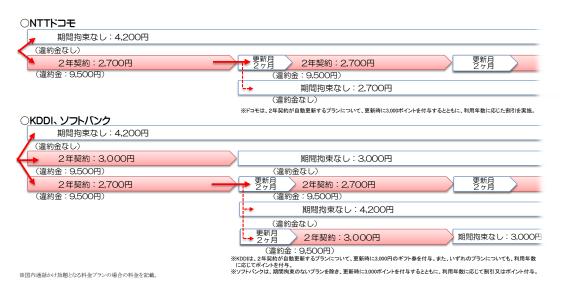
<sup>5</sup> MNO 各社は、2年間の利用期間拘束を導入している目的について、過去の会議において、「期間拘束契約は2年間の継続利用を前提に料金を割り引くものであり、必要な投資を安定的に実施するため」と説明している(平成27年5月20日第1回利用者視点からのサービス検証タスクフォース議事概要)。

<sup>6</sup> NTT ドコモは、インターネット接続料(300円)について日割計算を実施している。

<sup>7</sup> 期間拘束の継続を選択した場合、3,000 ポイントが付与されるとともに、利用年数に応じた割引が提供される。

トバンクは、2年間の契約期間満了後に利用期間拘束がなくなる料金プランを提供しているが、期間拘束が自動更新される料金プランに比べて 300 円/月高く料金が設定されている 8。

④ このような2年間の利用期間拘束の他に、MNO 各社は、端末の割賦購入者向けに、端末の購入から一定期間経過後に同一事業者内で機種変更を行う際、一定の条件を満たせば旧利用端末の割賦残債を免除する又はポイントを付与する施策(以下「残債免除等施策」という。)を提供している。これについては、従来から同種の施策が提供されていたところではあるが、平成29年(2017)7月以降、免除される残債の額の増加や48回割賦払いとの組合せの開始などにより、施策展開の拡大が図られている。



(図5) MNO 各社の利用期間拘束及びその自動更新を伴う契約の現状

#### (2) 意見

- ① MNO が提供している期間拘束の自動更新は利用者の事業社間移転の機会 を阻害しており問題である。(第2回会合:楽天、ケイ・オプティコム、アンケート)
- ② 契約から2年経過後は、同一料金で解約料なしの契約となることが望ましい。 (第2回会合:全相協、地婦連)

<sup>8</sup> KDDI は、自動更新される料金プランの利用者に対して、更新時に 3,000 円分のギフト 券を提供している。利用年数に応じたポイントは、自動更新の有無にかかわらず提供される。ソフトバンクは、自動更新の有無にかかわらず、更新時に 3,000 ポイントを付与 するとともに、利用年数に応じた割引又はポイントを付与している。

- ③ 利用者への期間拘束・自動更新に関するデメリットの説明が必要である。(第2回会合:ケイ・オプティコム、アンケート)
- ④ 2年契約の自動更新の仕組みは、2年間の継続利用を前提に割安な料金でサービスを提供するプランについて、更新を忘れて料金が高くなることを防ぐことなどのために設けているもの。(第4回会合:NTT ドコモ、KDDI、ソフトバンク)
- ⑤ 利用者に十分理解いただいた上で判断いただけるよう、店頭での説明やメール等での案内の強化に取り組んでいる。(第3回会合:NTTドコモ、KDDI、ソフトバンク)
- ⑥ MNO の宣伝やキャンペーンの内容はほとんどが期間拘束・自動更新プランに なっている。(第2回会合:楽天)
- ⑦ MNOによる機種変更・端末下取りに伴う残債免除等施策は、他社へ乗り換えると残債が免除されないため乗換えの障害となっている。利用者にとってわかりづらいため説明に関するルールを整備すべきである。また、利用者にとって不公平な仕組みとならないようにすべきである。(第2回会合:楽天、全相協)

MNO各社が提供する2年間の利用期間拘束及びその自動更新を伴う契約によるサービス提供のように、スイッチングコストを上昇させ、利用者による事業者の乗換えを制限し得るサービスが提供される場合、まずはその内容を利用者が正確に理解できるようにすることが重要であるが、それだけではなく、硬直的な利用期間拘束は利用者に不測の負担を求めることになることがあり、また、利用者が2年やそれ以上先の将来のことを考えて合理的な選択を行うことが必ずしも容易ではないこと、高額な違約金がスイッチングコストを高くするものであることを考慮した対応が必要である。

① 2年間の契約とされているにも関わらず2年分の料金の支払いのみで解約できないというような硬直的な利用期間拘束や、利用期間拘束の自動更新、高額の違約金設定は、利用者の意に沿わないスイッチングコストの上昇要因となるものである。利用者が自由にサービス・事業者を選択できるよう、その緩和又は解消に向けて、総務省において対応を行うことが必要である。

この対応の当面の措置として、まず、2年間の契約とされているにも関わらず、24か月分の通信料よりも多い金額の負担が求められる現状は、利用者に不測の費用負担を求めることになりかねないものであるから、総務省から各 MNO に対して、2年契約満了時点又はそれまでに、違約金又は25か月目の通信料金のいずれも支払わずに解約することができるよう措置を講ずることを求めることが必要と考えられる。

また、スイッチングコストを抑制する見地から、<u>総務省では、MNOに対し、利用期間拘束の自動更新の有無による利用者への提供条件の格差を縮小することについて検討を要請し、そのフォローアップを行うことが適当である。</u>

- ② なお、利用期間拘束・自動更新に関するデメリットの利用者への説明等については、「電気通信事業法の消費者保護ルールに関するガイドライン」(平成28年(2016)3月総務省策定。以下「消費者保護ガイドライン」という。)において、事業者に対して、違約金に関する説明や、期間拘束や自動更新のないプランの紹介を求めているところ、これらが適切に説明されていなかったことから、昨年6月にMNOに対して改善を求める行政指導を実施しており、消費者保護ルールのモニタリングの中でフォローアップを実施しているところである。
- ③ 実質的に利用者の通信サービス契約期間を長期に拘束する効果のある残債 免除等施策については、利用者による自由なサービス・事業者選択の観点から、当該効果を持つその提供条件について、MNOによる利用者への説明が 徹底されるよう、消費者保護ガイドラインにおいて契約前説明の対象と明示す ることが必要である。また、上記効果のある残債免除等施策は、スイッチングコ ストの上昇につながるものであり、総務省では、競争条件への影響についてモ ニターし、分析する必要がある。加えて、MNOによる利用者への説明の徹底 などにより、利用者が不測の不利益を被ることがないよう、対応を強化すべき である。

## 2. 利用者による利用実態に合わせたサービス選択について

## (1) 現状

- ① MNO各社は、ライトユーザやヘビーユーザ向けの新たな料金プランや、端末 購入に伴う通信料金からの割引の適用を受けない利用者向けの安価な料金 プランなどを順次導入しており、利用者のニーズに応じた多様な料金プランの 提供が進んでいる。
- ② 他方、契約しているデータ通信料金プランの分布と実際のデータ通信量の分布を見ると、1月当たり1GB未満のデータ使用が最も多いにもかかわらず、契約している料金プランの分布は3~5GB上限が最も多くを占めており、利用実態と契約している料金プランとの間に乖離が生じている。

## (2) 意見

ヒアリング及びMVNOに対するアンケート調査の結果、大要次のような意見が寄せられた。

① 事業者は、利用者が自分の利用実態に応じた選択ができるよう、積極的に新

- しい料金プランや違約金のないプラン等の紹介をすべきである。(第2回会合:全相協、地婦連)
- ② 契約プランが利用実態に合っているかどうかに関する更なる理解促進のため の環境づくりが必要である。(第3回会合:一般社団法人全国携帯電話販売代 理店協会)
- ③ データ使用量と料金プランとの間の乖離は必ずしも大きくない。また、家族全員で50GB プランの料金プランに加入した場合の割引料金の方が、家族内に2GB や20GB といった料金プランが混在する場合の料金より安いケースもあり、実利用に応じたプランが最適プランとは限らない。(第3回会合:ソフトバンク)
- ④ MVNOにおいても、MNOとの違いを正確に伝えるなど、消費者による適切な 選択の実現に向けた取組をお願いしたい。(第2回会合:全相協)

- ① 多くの利用者が利用する通信サービスの料金プランは、利用者にとって理解が容易なものとなることが重要である。しかしながら、実際には MNO の料金プランは複雑化しており、そのような現状に鑑みて、契約プランが利用実態に合っているかどうかに関する更なる理解促進のための環境づくりが必要である。そのような見地から、利用者がその利用実態に応じたサービス選択をできるよう、総務省では、MNOに対して、次の措置を講ずることを要請することが必要である。
  - データ使用量と契約している料金プランに乖離が生じている利用者に対して、過去の利用実績等に基づき、利用金額が適正となる料金プランの例を 案内する。
  - 契約時以外での料金プランの見直しに関する相談の機会を充実化する等、 利用者のリテラシー向上やサービスに関する理解促進に向けた施策を実施 する。
- ② このほか、MVNOによる消費者への正確な情報提供については、平成 29 年 (2017)4月に、総務省からの要請を受け、業界団体においてMVNOサービス の利用に当たってのチェックポイントを公表・周知しているところであり、引き続き、MVNOやその業界団体において、サービス内容をわかりやすく周知することが望ましい。
- ③ また、MNOは現在月途中の解約に対して一部を除き料金の日割り計算を行っていないところ、月単位で設定される料金に関し、利用者が必要以上に費用を負担することがないよう、月途中の解約時の日割り計算の実施について、各種料金ごとにその妥当性・可能性を検討するよう総務省からMNOに依頼することが必要である。

## 3. 「モバイルサービスの提供条件・端末に関する指針」について

## (1) 現状

総務省では、「スマートフォンの端末購入補助の適正化に関するガイドライン」(平成 28 年(2016)3月)及びこれに換わる「モバイルサービスの提供条件・端末に関する指針」(平成 29 年(2017)1月)により、行き過ぎた端末購入補助の適正化に取り組んできたが、その運用状況について再度点検を行う必要がある。

## (2) 意見

ヒアリング及びMVNOに対するアンケート調査の結果、大要次のような意見が寄せられた。

- ① 代理店による高額キャッシュバックが横行しており、ガイドラインに沿った運用が行われているか、検証が必要である。(第2回会合:楽天)
- ② 端末代金の値引き・キャッシュバックは利用者の流動性を阻害している。(第2回会合:アンケート)
- ③ 端末購入補助は、利用者間の不公平な料金体系の原因となっている。(第2回会合:全相協)
- ④ BWA事業者がMVNO としてサービスを提供する場合に、高額なキャッシュバックを行っている。(第3回会合:ソフトバンク)
- ⑤ 事業者起因での周波数停波等により利用者の端末が利用できなくなる場合には、利用者保護のために端末を無償で提供できるよう、ガイドラインに例外措置を設けるべきである。(第3回会合:ソフトバンク)
- ⑥ SIMロック解除の対応期間について、ガイドラインに従った対応を徹底いただきたい。(第2回会合:全相協)

#### (3) 考え方

- ① MNO から販売店への値引き等に関する実質的な指示が行われているのであれば、そのような行為は指針の趣旨に反するとともに、本来自由な販売店における端末の販売価格設定を事実上拘束しようとするものであり、是正される必要がある。そのような見地から、総務省において、次の取組が必要である。
  - MNOから販売店に対して端末代金の販売価格やその値引き額を実質的に 指示することは、業務改善命令の対象となることを明確化するガイドラインを 策定する。
  - MNOから販売店に対してキャッシュバック等の実質的指示を行う場合には、 その原資が販売店によるスマートフォンの販売に応じて事業者が販売店に

## 対して支払う金銭でなくても、その金銭は「端末購入補助」に当たることを指 針上明示し、行き過ぎたものについては是正を求める。

- ② 総務省では、次のとおり、公正取引委員会との連携を行っていくことが適当と 考えられる。
  - <u>総務省が販売店による独占禁止法抵触の可能性がある事案</u>®を認知した場合に公正取引委員会に情報提供を行うことについて検討する。
  - <u>総務省によるフォローアップ体制への公正取引委員会の参加を求め、総務</u> 省は公正取引委員会の実態調査に協力する。
- ③ これらの取組等の中で、総務省では、端末の販売状況等を注視し、その結果に応じて端末購入補助への対応を見直していく必要がある。そのため、インセンティブの臨時増額や端末の関連下取り等価格に関する基準値の柔軟な見直しが行えるよう、端末購入補助ガイドラインの規定を見直すことが適当である。
- ④ 一部のMVNOによる高額なキャッシュバックについて、総務省は、現行の端末 購入補助ガイドラインによりMVNOへのモニターを行うこととしている。そのモニ ターの結果、<u>行き過ぎた端末購入補助を行っているMVNOがあるとわかったも</u> のについては、ガイドラインの扱いに準じて、その是正を要請すべきである。
- ⑤ ソフトバンクからの意見にあった周波数停波等に際しての端末の交換による提供については、現行の端末購入補助ガイドラインにおいて、携帯電話の通信方式の変更や周波数帯の移行を伴う場合には、スマートフォンの価格に相当するような行き過ぎた額とならない範囲で端末購入補助を行うことができると規定されていることを踏まえて対応することが適当である。
- ⑥ SIM ロック解除の対応期間の徹底については、SIM ロック解除ガイドラインの遵 守状況の監督を強化することが必要である。

## 4. 広告表示の適正性の確保等

#### (1) 現狀

- ① 電気通信サービスの適正な広告表示に関する自主基準として、「電気通信サービスの広告表示に関する自主基準及びガイドライン」(平成16年3月電気通信サービス向上推進協議会)が定められている。
- ② MVNOの音声通話付きサービスは、初期契約解除制度10の対象とはなってい

<sup>9 「</sup>携帯電話市場における競争政策上の課題について」(平成28年8月2日公正取引委員会)において、「販売代理店が、端末をその提供に要する費用を著しく下回る価格で販売する場合には、独占禁止法上問題となるおそれがある(私的独占、不当廉売)」とされている。

<sup>10</sup> 一定の範囲の電気通信役務契約(総務省が告示で指定)について、契約書面の受領日等

ない。

## (2) 意見

ヒアリング及びMVNOに対するアンケート調査の結果、大要次のような意見が寄せられた。

- ① サブブランドや一部のMVNOでは、光回線とのセット販売など条件付きの最安料金がTVCM等で積極的に訴求され、利用者の誤認が散見される。(第3回会合:トーンモバイル)
- ② 初期契約解除制度の対象ではないMVNOの音声通話付きサービスであって も、つながらない場合は解約料なしで契約解除ができることを希望する。(第2 回会合:全相協)

## (3) 考え方

- ① TVCM 等での訴求について、総務省では、「電気通信サービスの広告表示に関する自主基準及びガイドライン」の実施状況を注視するとともに、<u>苦情相談の状況等を検証し、利用者自らの適切なサービス選択に関し、利用者に誤認を与え、利用者の利益の保護に支障を生じるおそれのある表示等の不適切な表示が認められた場合には、その是正を求める等、必要な対応をとることが適当である</u>。
- ② MVNOの音声通話付きサービスと初期契約解除制度の関係については、本年2月16日開催の消費者保護ルール実施状況のモニタリング定期会合(第4回)において、「初期契約解除の対象とすることが適当であり、行政においては制度を導入する方向で検討すべき」旨の意見集約がなされたところであり、これを踏まえ、MVNOの音声通話付きサービスを初期契約解除制度の対象とすることとされている。総務省では、本制度見直しを早急に進め、その厳正な運用を行っていく必要がある。

から起算して8日が経過するまでの間は、相手方である電気通信事業者の合意なく契約解除できるとする制度(電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第26条の3)。

# 参考資料

- 1. 「モバイル市場の公正競争促進に関する検討会」概要
- 2. MVNO に対するアンケート調査の結果
- 3. 各種参考資料

## 1. 「モバイル市場の公正競争促進に関する検討会」概要

「モバイル市場の公正競争促進に関する検討会」開催要綱

## 1 目的

モバイル市場におけるMVNOを含めた事業者間の公正な競争を更に促進し、利用者のニーズに応じた多様なサービスの提供や料金の低廉化を通じた利用者利益の向上を図るための方策について検討を行うため、「モバイル市場の公正競争促進に関する検討会」を開催する。

## 2 名称

本検討会は、「モバイル市場の公正競争促進に関する検討会」と称する。

#### 3 検討事項

- (1)大手携帯電話事業者とMVNOとの間の同等性の確保
- (2)MVNO間の同等性の確保
- (3)その他

## 4 構成及び運営

- (1)本検討会の構成員は、別紙のとおりとする。
- (2)本検討会には、座長及び座長代理を置く。
- (3) 座長は、本検討会を招集し、運営する。また、座長代理は、座長を補佐し、座長不在のときは、座長に代わって本検討会を招集し、運営する。
- (4)座長は、必要に応じて、構成員以外の関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- (5)その他、本検討会の運営に必要な事項は、座長が定めるところによる。

#### 5 議事・資料等の扱い

- (1)本検討会は、原則として公開とする。ただし、座長が必要と認める場合については、非公開とする。
- (2)本検討会で使用した資料及び議事要旨は、原則として、総務省のウェブサイトに掲載し、公開する。ただし、公開することにより、当事者若しくは第三者の利益を害するおそれがある場合又は座長が必要と認める場合については、非公開とする。

#### 6 その他

本検討会の庶務は、総務省総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課がこれを行うものとする。

## 「モバイル市場の公正競争促進に関する検討会」構成員 (敬称略、五十音順)

(座長代理) 相田 仁 東京大学大学院工学系研究科 教授

池田 千鶴 神戸大学大学院法学研究科 教授

大谷 和子 株式会社日本総合研究所 執行役員 法務部長

北 俊一 株式会社野村総合研究所 コンサルティング事業

本部パートナー

関口 博正 神奈川大学経営学部 教授

(座長) 新美 育文 明治大学法学部 教授

## 開催状況

日程	開催内容			
第1回 平成 29 年 12 月 25 日(月)	(1)事務局説明 (2)意見交換			
第2回 平成30年 1月15日(月)	<ul> <li>事業者等ヒアリング</li> <li>①MVNO</li> <li>・㈱インターネットイニシアティブ</li> <li>・楽天㈱</li> <li>・㈱ケイ・オプティコム</li> <li>・MVNO アンケート結果</li> <li>②中古端末事業者等</li> <li>・リユースモバイル・ジャパン</li> <li>・ベイン・アンド・カンパニー・インコーポレイテッド</li> <li>③消費者団体</li> <li>・公益社団法人全国消費生活相談員協会</li> <li>・全国地域婦人団体連絡協議会</li> </ul>			
第3回 平成 30 年 1月 22 日(月)	(1)これまでの主な議論について (2)事業者等ヒアリング ①MVNO ・トーンモバイル(株) ②販売代理店			

	•一般社団法人全国携帯電話販売代理店協会
	③MNO グループ
	•(株)NTTドコモ
	・KDDI傑、UQ コミュニケーションズ傑
	・ソフトバンク(株)
第4回	(1)これまでの主な議論について
平成 30 年	(2)事業者ピアリング及び意見交換
1月30日(火)	①モバイルネットワークの接続条件・接続料等、関連 MVNO・
	サブブランドと MVNO との間の同等性、電波利用の連携に
	ついて
	②利用者の期間拘束・自動更新について
	③中古端末の国内流通について
	④利用者による利用実態に合わせたサービス選択について
	⑤モバイルサービスの提供条件・端末に関する指針等につい ー
	ていてい、はすやせい
	<ヒアリング事業者>
	・(株)NTT ドコモ ・KDDI(株)、UQ コミュニケーションズ(株)
	・ソフトバンク(株)、Wireless City Planning(株)
 第5回	VI 19 V / (MY), WHELESS CITY I Idillilling(MY)
平成 30 年	論点整理 
. , , , -	· 開从笼坯
4月9日(月)	
第6回	
平成 30 年	報告書(案)について
4月20日(金)	

# 2. MVNOに対するアンケート調査の結果

## MVNOに対するアンケート調査の結果(まとめ)

MVNO\*に対して、平成29年12月5日から19日にかけて、アンケート調査を実施。主な要望や意見は以下のとおり。

- ➤ サブブランド/関連MVNOによるMNOと同等の品質で廉価なプランや大規模な営業活動に ついては検証が必要
- ▶ 接続料の当年度精算の原則化/基準明確化を希望
- ▶ キャリアのフィルタリングに掛からないキャリアメール相当のサービスの実現を希望
- ➤ 緊急通報時GPS情報取得機能、緊急速報(Jアラート等)機能のMVNOでの実現を希望
- ▶ 音声定額サービスの卸提供を希望
- ▶ BWA設備を第二種指定電気通信設備として指定、接続料を設定すべき
- ▶ 一部の端末では依然としてテザリングが不可能
- ▶ 期間拘束の自動更新はユーザーの移行機会を阻害しており問題
- ▶ 中古スマートフォン端末市場の活性化はユーザ選択肢を拡大させ、MVNO事業に好影響
- ▶ 端末代金の値引き・キャッシュバックはユーザーの流動性を阻害
- ※ MVNO委員会に所属するMVNO、契約数3万以上のMVNO(MVNO委員会所属MVNOを除く)等計75 社にメールで送付。61社から回答を得た。

# MVNOに対するアンケート調査の結果

#### ○ 接続料の算定・精算やMNOとの協議に関する課題

## ○ MNOと同様には提供できないサービス・機能等

○ 技術科の昇足・相昇 CMINOCの励報に関する訴題		O MINOCIDIXICは従民できないり一に入り成化寺		
項目	回答の内容	項目	回答の内容	
	●接続料が高い。MNOの提示価格が不透明。トラ		●音声定額サービス	
	ヒック増に比して接続料の低廉化幅が小さい	音声サービ	●音声接続	
	•接続料の確定が遅く予見性の点から課題	ス関連	●当月請求(MVNOでは請求が一ヶ月遅れる)	
接続料関連	MNO網の自網内での折り返し通信が接続料算 定の需要に含まれていないのではないか		•タイムラグのないMNP転出時の番号払い出し	
	●接続料の値下げ分が他の料金(SIMカード料金		●通信品質	
	等)へ転嫁されることを懸念		<ul><li>キャリアメール相当のメールサービス</li></ul>	
	•接続料算定に「将来原価方式」を導入すべき		●緊急通報時GPS情報取得機能	
当年度精算	• 当年度精算の原則化を希望	ネットワーク や端末の機	●緊急速報(Jアラート等)	
関連	• 当年度精算の基準の明確化を希望		●eSIM、セルラーLPWA、独自SIM	
	•各種申込み等のスケジュールに制約がある	能関連	• MNOアカウントと連携した年齢認証機能	
	●網改造料が高額		•自動活性化開通方式(初回の通信を契機に課金を開始する。	
MNOとの お詳問す	•帯域幅変更の工事費が高額、柔軟な帯域幅変		金を開始する方式)	
協議関連	更を希望		•リアルタイムなデータ通信量に関する情報提供	
	• 算定根拠等の情報開示が不十分、協議におい		• 企業規模を活かした割引、固定とのセット割	
	て回答が遅い	上記以外の	●iPhoneの提供	
F=□NN O	•関連MVNO優遇の有無について透明化を希望	項目	●海外データ定額ローミング	
上記以外の 項目	•卸価格と小売価格の関係について検証が必要		• MNO固有コンテンツ	
	•SIMカードの所有権はMVNOに帰属すべき			

# MVNOに対するアンケート調査の結果

○ BWA設備・ネットワーク		○ 他のMVNOと同様には提供できないサービス・機能		
	項目	回答の内容	項目	回答の内容
		• 二種指定化、接続料化を支持	関連会社 MVNOと同様 には提供で きないサービ ス・機能等	MNO並みの品質で廉価なプラン、大規模な営業活動(これらの妥当性を検証すべき)
	BWA設備の	<ul><li>二種指定化、接続料化することによる値上がりを懸念</li></ul>		- 立吉宁紹プニングの立吉井 ビフ
	二種指定化、	●従前の接続料と携帯ーBWA間を連携する接続		•企業規模を活かした割引
	携帯ーBWA 間を連携す る接続料に ついて	料のそれぞれの接続料設定を希望		●iPhoneの提供
		<ul><li>●MNO1社との契約で、グループ会社のネットワークも利用可能となる制度整備を希望</li></ul>		MNOの契約解除窓口におけるサブブランド/関連MVNOへの乗り換え勧奨
		●携帯-BWA間を連携する接続料について、小売 価格等との整合性を議論すべき	上記以外の	•各社固有のコンテンツやアプリケーション
		<ul><li>グループ内でネットワークを借りている場合には、</li></ul>	MVNOと同様 には提供で	• パケットカウントフリーサービス
グループ内	その料金の適正化や情報開示が必要	きないサービ	●HLR/HSSを設置することによるフルMVNOサー	
	取引の適正 性について	●携帯ーBWA間でキャリアアグリゲーションが行 われること自体の適正性について検証が必要	ス・機能等	ビス

モバイルWi-FiルーターでLTEを利用するときの

追加料金及び速度制限の撤廃を希望

その他

# MVNOに対するアンケート調査の結果

## 〇 テザリングの利用可否

〇 期間拘束の自動更新のMVNOへの影響/必要な対応

項目	回答の内容	項目	回答の内容
一部端末で は利用不可	•一部の端末で依然として使用できない	直ちに問題 がある	•移行機会を阻害している
問題を認め ず	•とくに問題を認識していない	問題のある	•ユーザーへのデメリットの説明が必要
9		可能性があ	<ul><li>ユーザーニーズもあり注視すべき</li></ul>
		り、注視が必 要	<ul><li>◆金額その他の条件に過分な差が生じていない か注視が必要</li></ul>
		MVNOによる 追随の必要 性 上記以外の 項目	<ul><li>MVNOにおいても期間拘束プランを追随する場合が多く、差別化が難しくなっている</li></ul>
			• 収益の安定化やコスト回収の観点からは有用
			<ul><li>MVNOがMNOと差別化ができるポイントとなっている</li></ul>
			• 更新月案内により状況は改善
			• MVNOへの影響はない

# MVNOに対するアンケート調査の結果

$\sim$	由古る		 _		-
<i>,</i> ,	$m \pm 7$	7—	 , ,//\	3116	14

○ 端末代全の値引き・キャッシュバック

〇 中古スマートフォンの普及		〇 端末代金の値引き・キャッシュバック		
項目	回答の内容	項目	回答の内容	
	•ユーザの選択肢が拡大し、好影響		•実際の価格、料金構造がわかりづらい、MVNO	
	•端末機能の進化や低価格なSIMフリー端末の普	MNOによる	の料金との比較が困難	
MVNO事業	及を考えると、影響はそれほどない	端末代金の	• MVNOでは対抗困難	
に与える影 響について	•端末の値崩れ、販売利益の減少を懸念	値引き・ キャッシュ	<ul><li>ユーザーの流動性を阻害</li></ul>	
д	●新端末の製造減少のおそれ	バック等につ	●影響/問題なし	
	●故障時対応に伴う混乱を懸念	いて	•途中解約時の残債支払金などユーザへのわか	
	•取引市場の活性化		りやすい説明を義務づけるべき	
	•MNO下取り端末の国内中古市場への流通促進		• ユーザーの流動性を阻害	
	<ul><li>MNOによる端末下取り施策、価格の見直し</li></ul>	MVNOによる	<ul><li>◆MNO関連MVNOによる価格設定、品質、営業サポート等は不公平な競争を引き起こすおそれ</li></ul>	
中古スマートフォンの普及	• SIMロック解除の更なる推進	端末代金の 値引き・	• 過当競争を引き起こすおそれ	
に必要な事	•消費者理解	キャッシュ	<ul><li>影響/問題なし</li></ul>	
項	• 商品状態の算定基準、ランク制度の確立	バック等につ	大量のロットを抱えることとなり、MVNOでは実	
	●中古端末に対する保障サービス	いて	施困難	
	<ul><li> ■緊急通報やETWSの仕様に関する情報公開 </li></ul>		•事業者の差別化につながる	
	◆古物商申請の簡略化	共通的課題	•一定の規律・水準のもとで行われるべき	

# MVNOに対するアンケート調査の結果

## 〇 その他の意見

項目	回答の内容	項目	回答の内容
	●5Gやe-SIMなどの新技術を用いたサービスの先 行提供		•MNO、サブブランド/関連MVNOとの住み分け、 安さ以外の価値の提示
	●半黒SIMの期間制限		•050IP電話からの緊急電話等の制限撤廃
MNOに比べ	<ul><li>●電波調査の実施、弱電界時の対応</li></ul>		• MNO-MVNO間の協業の推進
てMVNOが	•端末購買力		• 音声卸料金の見直し
競争上不利 な点等	<ul><li>●価格や端末の選定等に制約があり、MVNOとし</li></ul>		• 卸電気通信役務の提供に対する規制
,0-111 <u>.</u>	て独自性を出すことが困難	MVNOの普 及を更に促 進するに当 たっての課 題/方策	<ul><li>MVNOに対する認知向上</li></ul>
	SIMカードを自己調達できないため、貸与に係る 料金が負担		•消費者の理解向上に向けて規制によらない取 組が必要
	●iPhoneにおけるAPNの自動設定		• 税額控除、設備投資費用の補助等の支援
			•訪日外国人向けSIMについて、MNOから提供されるSIMカードではマルチSIM等にコスト面で対抗できない
			• MVNE事業者の収益性向上
			• MNOのネットワーク部門とサービス部門の分離
			• MNO-MVNO間のサービスオーダー連携機能の 更なる推進
			•MNO間の接続料格差の是正

# 3. 各種参考資料

# MVNOサービスの契約数の推移

(単位:万契約)

224

69

178

59

106

87

77

29

250

200

100

50

0

-50

□ 2017年12月末の契約数は1,764万であり、対前年同期比+18.7%と増加している。

#### 【MVNOサービスの契約数の推移】

#### 【移動系通信の契約数におけるMNO・MVNO別の純増減数の推移】

**→**MVNO

59

54

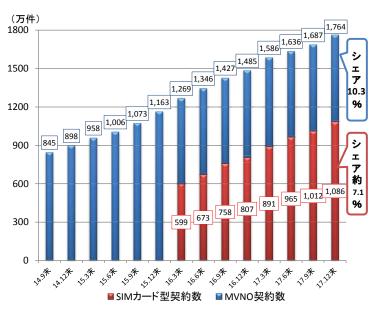
101

50

-MNO

116

81



※SIMカード型: MNOとは異なる独自の料金プランのデータ・音声 サービスをSIMカードを使用して提供する形態 出典:総務省資料

出典:総務省資料

51

92

76

(参考)直近1年間の純増数

MNO:229万

MVNO:278万

## 接続料の算定及び検証について

- □ 総務省は、一定規模以上の携帯電話ネットワークを第二種指定電気通信設備に指定している。
- □ 当該設備を有する事業者には、接続料や接続条件を定める接続約款を総務省に届け出るほか、接続会計を整理、公表する等の義務が課せられている。
- □ 具体的な接続料の算定方法は、電気通信事業法や省令によって規定されており、総務省は届出があった接続約款を検証し、接続料が適正と認められない場合等はその変更を命じることができる。

#### 第二種指定電気通信設備制度(移動系)

電波の有限希少性により新規参入が困難な寡占的な市場において、 相対的に多数のシェアを占める者が有する接続協議における強い交渉力に着目

業務区域ごとに10%超の端末シェアを占める伝送路設備を指定

NTTドコモ (2002年)、沖縄セルラー (2002年)、KDDI (2005年)、ソフトバンク (2012年) の設備を指定

- 接続約款(接続料・接続条件)の届出義務
- ■接続会計の整理・公表義務

#### 算定・検証の仕組み

算 定

適正原価+適正利潤を超えない額 (電気通信事業法第34条第3項第2号)

接続料の算定方法 (第二種指定電気通信設備接続料規則) 接続料

検 証

算定根拠の総務大臣への提出 (電気通信事業法施行規則第23条の9の3)

総務大臣による接続約款変更命令 (電気通信事業法第34条3項)

## 接続料の算定に係る規律

- □ 二種指定設備設置事業者の接続料については、電気通信事業法第34条第3項において、「能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたもの」が上限とされ、その具体的算定方法は「電気通信事業法施行規則」及び「第二種指定電気通信設備接続料規則」(二種接続料規則)において規定。
- □ 事業者からの接続料の届出の後、届出と同時に提出される算定根拠をもとに総務省にて検証。

#### アンバンドル機能

以下の4機能について、接続約款への記載、料金設定が義務づけられている。

①音声伝送交換機能

②データ伝送交換機能

③MNP転送機能

4SMS伝送交換機能

### 接続料設定の原則

● 接続料の上限を規定

電気通信事業法において、適正原価+適正利潤を接続料の上限として規定。

接続料単価 ≦ 適正な原価 十 適正な利潤 需要

- 接続料の算定方法を規定
  - 二種接続料規則において、適正な原価、適正な利潤、需要の考え方を規定。

適正な利潤 = 他人資本費用 + 自己資本費用 + 利益対応税

● 総務大臣に提出する算定根拠の様式を規定

電気通信事業法施行規則において、接続料算定の適正性を検証するための算定根拠様式を規定。

## 接続料の遡及精算

□ 第二種指定電気通信設備接続料規則(平成28年3月)等における接続料の精算に係る規定は、 以下のとおり。

#### 第二種指定電気通信設備接続料規則

- 第十六条 事業者は、法第三十四条第六項の規定により毎事業年度の会計を整理したときに、その結果等及 び通信量等の実績値に基づき接続料を計算するものとする。
- 2 事業者は、前項の規定に基づき接続料を計算し、その結果に基づき接続料を変更したときは、第四条 第一項各号に掲げる機能ごとに、当該機能に係る接続料の算定に用いた原価及び利潤が当該接続料の原 価及び利潤の算定期間より前であるものにより定めた接続料の変更前後の差額に当該機能に対する需要 の実績値を乗じて得た金額を、当該算定期間の翌年度の期首まで遡及して、他事業者と精算するものと する。ただし、当該機能に係る接続料の急激な変動があると認められる場合にあっては、当該金額を、 当該算定期間の期首まで遡及して、他事業者と精算するものとする。

#### 当年度精算に係る課題

「電気通信市場分野における市場検証に関する年次計画(平成28年度)」(平成28年8月12日)に基づき、MNO及びMVNOに対し、サービス提供に当たっての課題等について、ヒアリング調査を実施。接続料の精算に関してMVNOから挙げられた主な意見は以下のとおり。

- 当年度精算が行われる「接続料の急激な変動」の基準が不明。
- 「接続料の急激な変動」の有無は事業者ではなく総務省が判断すべき。

第二種指定電気通信設備に関する接続料における BWAに係る原価及び需要の扱いについてのKDDI株式会社に対する要請

> 総 基 料 第 6 0 号 平成30年3月22日

KDDI株式会社 代表取締役社長 田中 孝司 殿

> 総務省総合通信基盤局長 渡辺 克也

第二種指定電気通信設備に関する接続料におけるBWAに係る原価及び需要の扱いについて (要請)

平成28年4月1日以降の貴社の設置する第二種指定電気通信設備に関するデータ 伝送交換機能の接続料の算定において、BWAに係る原価及び需要について、適正に反 映される方法によることとされたい。

以上

総 基 料 第 6 0 号 平成30年3月22日

ソフトバンク株式会社 代表取締役社長兼CEO 宮内 謙 殿

> 総務省総合通信基盤局長 渡辺 克也

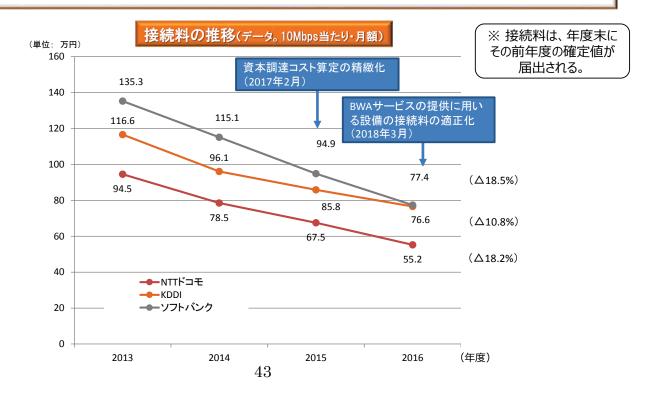
第二種指定電気通信設備に関する接続料におけるBWAに係る原価及び需要の扱いについて (要請)

平成28年4月1日以降の貴社の設置する第二種指定電気通信設備に関するデータ 伝送交換機能の接続料の算定において、BWAに係る原価及び需要について、適正に反 映される方法によることとされたい。

以上

# モバイル接続料の適正な算定

- BWAサービスの提供のためにも用いる設備の接続料の適正な算定をMNOに要請(3月22日)。 3月23日届出のMVNOが支払う接続料(2016年度適用。データ)は対前年度比約11~19%低減化。
- MVNOが支払う接続料(データ)は、2015年9月の総理指示時点(2013年度適用接続料)と比べ、3年間で約34~43%低減化。



## 趣旨

□ 事業者の乗り換えや海外渡航時の一時的な事業者の変更の妨げとなっているSIMロックについて、 円滑な解除の実施を確保

# SIMロックの概要 A社端末 (SIMロックされた端末) A社SIMカード A社の端末は、B社の SIMカードを差し込ん でも動作しない。

- ■「SIMロック」とは、携帯電話事業者が、(自社のSIMカード等)特定のSIMカードが差し込まれた場合にのみ動作するよう端末を設定すること。
- 利用者が携帯電話事業者を乗り換える際には、SIMロックにより端末が使用できなくなるため、新たに端末を購入することが必要。

## ガイドラインの具体的な内容

- ① 事業者は、平成27年5月1日以降新たに発売される端末について、利用者の求めに応じて、原則として無料でSIMロック解除に応じる。
- ② 端末の割賦代金の不払等を防止するため、最低限必要な期間(※)は、SIMロック解除に応じないことなど必要最小限の措置を講じることは可能。

※割賦払の場合:100日程度以下 ※平成29年8月1日から適用

一括払の場合:当該支払を確認できるまでの期間 ※平成29年12月1日から適用

- ③ MNOによる自社ネットワークを利用するMVNO向けのSIMロックは、②の必要最小限の措置には 該当しない。※平成29年8月1日以降新たに発売される端末から適用
- ④ **役務契約の解約時等に原則SIMロック解除**に応じること等について利用者に説明を行う。 ※平成29年5月1日から適用
- ⑤ SIMロック以外の機能制限についても、SIMロック解除時に併せて解除できるよう努める。

## 改正ガイドライン(平成29年1月改正)を踏まえた各社のSIMロック解除の対応状況

事業者	NTTドコモ		KDDI		ソフトバンク (ワイモバイルを含む)	
	従来	改正後	従来	改正後	従来	改正後
対象端末	平成27年5月1日	以降発売の端末	平成27年4月23E	日以降発売の端末	平成27年5月1日	以降発売の端末
端末購入から解除 可能となるまでの 期間	6ヶ月 ※過去に解除したことが ある場合、その時点か ら6ヶ月経過していれ ば即解除可能。	平成29年5月24日~ 【割賦払】 100日 ※過去に解除したことがある場合、その時点から100日経過していれば即解除可能。 【一括払】 即日	180日	平成29年8月1日~ 【割賦払】 100日 ※過去に解除したことが ある場合、その時点から100日経過していれ ば即解除可能(平成 29年12月1日~)。 平成29年12月1日~ 【一括払】	180日	平成29年8月1日~ 【割賦払】 100日 ※過去に解除したことが ある場合、その時点か ら100日経過していれ ば即解除可能(平成 29年12月1日~)。 平成29年12月1日~ 【一括払】
解約後の解除	解約後3ヶ月以内 のみ可	平成29年5月24日~ 解約後100日以内 のみ可	可	支払確認後 平成29年12月1日~ 解約後100日以内 のみ可	解約後90日	支払確認後 以内のみ可
中古端末の解除	7	可	可	平成29年12月1日~ <b>不可</b>	不	可
解除手数料	・インターネットによる受付:無料 ・電話による受付:3,000円(税抜) ・店頭受付:3,000円(税抜)		・インターネットに ・店頭受付:3,000		・インターネットに ・店頭受付:3,000	
自社網を利用する MVNOでの利用可否	SIMロック解除をす	けることなく利用可能	VoLTE端末は、 SIMロック解除をしな ければ利用できない	平成29年8月1日 以降発売の端末 は利用可能	SIMロック解除しな ければ利用できない	平成29年8月1日 以降発売の端末 は利用可能

## 改正ガイドライン(平成29年1月改正)を踏まえた各社のSIMロック解除の対応状況

alle	UQコミュニケーションズ		ビッグローブ	J:COM	
事業者	従来	改正後	※平成29年11月からSIMロック 端末の取扱い開始	※従来から以下の とおり対応	
対象端末		E2機種 6s、SE)	iOS端末2機種 (iPhone 6s、SE)	Android端末2機種 (LGS01,arrows M02)	
端末購入から解除可能となる までの期間	180日	平成29年8月1日~ 【割賦払】	【割賦払】 100日 ※対象端末は、一括払いでの購 入不可。	制限なし	
解約後の解除	解約後の解除 解約後90日以内のみ可 平成29年12月 解約後100日		解約後90日以内のみ可	制限なし	
中古端末の解除	不可		不可	可	
解除手数料	・電話による受付:無料	平成29年12月1日~ ・インターネットによる受付:無料 ・電話による受付:3,000円(税抜)	・電話による受付:無料	・インターネットによる受 付:無料	

(平成30年4月1日現在) 出典:各社 (MVN0事業者含む) HP

# 大手携帯電話事業者のライトユーザ向け料金プラン

- □ 大手携帯電話事業者各社は、ライトユーザの負担を軽減する料金プランを平成28年3月以降 導入。その後各社は、更に安価なプランを提供。
- □ 当該プランを選択することにより、概ね1人当たり3,500円以下で利用できる。

(月額、税抜)

A 11 5		14551		
会社名	NTTドコモ	KDDI	ソフトバンク	ワイモバイル
基本料	980円 (家族内の国内通話かけ放題)	980円 (通話従量料金)	1,700円 (5分以内の国内通話 かけ放題)	2,980円 (10分以内の国内通話 かけ放題)
ネット 接続料	300円	300円	300円	基本料に含む
データ 通信	6,500円+500円×子回線数 (家族全員で5GB/月)	1,700円~ (1GB~/月)	2,900円 (1GB/月)	基本料に含む (1GB/月)
割引	特定機種の購入で 1,500円/月 割引	_	特定機種の購入及び 特定の料金プラン加入で 1,457円/月 割引	-
合計	2,280円/人 3人家族の場合	2,980円~	3,443円	2,980円
備考	・端末購入に伴う月額通信料金割 引なし。 ・総額から割引。	・端末購入に伴う月額通信料金割 引なし。	・端末購入に伴う月額通信料金割 引なし。 ・契約後1年間は更に1,000円割引。 ・総額から割引。	・端末購入に伴う月額通信 料金割引の適用あり。

(平成30年4月1日現在) 出典:各社HP

# 大手携帯電話事業者の大容量データ通信プラン

(月額. 税抜)

				(月額、税抜)
会社名 (名称)		NTTドコモ (ウルトラパック)	KDD I (スーパーデジラ)	ソフトバンク (ギガモンスター、 ウルトラギガモンスター)
	20GB	個人用プラン: 6,000円	個人用プラン: 6,000円	個人用プラン: 6,000円
データ诵	30GB	個人用プラン:8,000円 家族シェア用プラン:13,500円	個人用プラン:8,000円	- (従来の個人用30GBプラン(8,000円)は、 平成29年9月21日をもって受付終了)
夕通信料金	50GB	家族シェア用プラン:16,000円	-	個人用プラン:7,000円 家族シェア用プラン:16,000円
<u> </u>	100GB	家族シェア用プラン:25,000円	-	家族シェア用プラン:25,000円
7	ーク繰越	0	0	0
家族	データシェア	△ (家族シェア用プランのみ可能)	×	△ (家族シェア用プランのみ可能)
	- ザリング プション	1,000円 (終了期限の定めなく無料)	1,000円 (平成30年3月末まで無料)	500円 (個人用50GBは最大2か月間無料、 これ以外は平成30年3月末まで無料)
提供開始		平成28年9月14日:個人用20・30GB 平成28年9月23日:家族シェア用50・100GB 平成29年5月24日:家族シェア用30GB	平成28年9月15日:個人用20·30GB	平成28年9月13日:個人用20・30GB 平成28年9月29日:家族シェア用50・100GB 平成29年9月22日:個人用50GB
	備考	家族シェア用プランは個人でも利用可能 (子回線500円/月)		家族シェア用プランは個人での利用不可 (子回線500円/月)

※端末購入に伴う月額通信料金割引が適用されるプランを記載

(平成30年4月1日現在) 出典:各社HP

# 大手携帯電話事業者の長期ユーザー還元施策

八丁乃市屯田子木百00尺例— 7 远70池木												
	ドコモ			KDDI					ソフトバンク			
月々の特典	①利用期間に応じた料金割引			①利用期間に応じたデータ容量の 付与(3か月ごと)					①利用期間に応じた割引率による 料金割引			
	利用期間	割引例				利用期間				割引率		
		データMパック (5GB、5,000円/月)	ウルトラシェアパック 100 (100GB、	データプ		4年~	7年~	10年~	利用期間	※割引後のプラン定額料金に割引率を かけた金額を割引		
		, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	25,000円/月)	データ定額 5/20/30		1GB	1.5GB	2GB	2年~	1%		
	4年~	100円	1,000円	データ定額 2/3		0.5GB	0.75GB	1GB	4年~	2%		
	8年~	200円	1,200円	データ気	-	0.3GB	0.5GB	6年~	3%			
	10年~	600円	1,800円	※「auピタットプラン	プラン」は、対	象外。		10年~	4%			
	15年~	800円	2,500円		及び				14年~	5%		
	<sub>又は</sub> ②利用期間に応じたポイント還元			②利用期間に応じたポイント還元					又は			
	ענו וניוי	還元例		利用期間	「auピタットプラン」、 「auフラットプラン」 ※割引後のプラン定額		左のプラン以外の プラン ※割引後のデータ定額		②利用期間に応じたポイント還元			
	利用期間	データMパック (5GB、5,000円/月)	ウルトラシェアパック 100(100GB、 25,000円/月)		料金1,000円ごと		料金1,000円ごと		利用期間	ポイント		
				~4年	10ポイント		_			※割引後のプラン定額料金1,000円ごと		
	4年~	120ポイント	1,200ポイント	4年~	20ポー	<b>バント</b>	20ポイント		2年~	20ポイント 40ポイント		
	8年~	240ポイント	1,440ポイント	7年~	30ポイント		40ポイント		4年~			
	10年~	720ポイント	2,160ポイント	10年~	40ポイント		60ポイント		6年~	60ポイント		
			,	13年~ 60ポイ		ヘント	80ポイント		10年~	80ポイント		
	15年~	960ポイント	3,000ポイント	16年~	80ポー	<b>(ント</b>	100ポイント		14年~	100ポイント		
契約更 新特典	7l	パイント3,00	3,000円分のギフト券 ※auSTARギフトセレクションでのみ利用可能					初回更新時:ポイント3,000円分 以降の更新時:ポイント1,000円分				
備考	<ul><li>1ポイン</li><li>1ポイン</li><li>②につい</li><li>(利用期</li></ul>	は d ポイント ト=1 円で利用豆 トから携帯料金の ては、平成30年 間だけでなく、d て還元額が変動)	<ul> <li>ポイントはau walletポイント</li> <li>1ポイント=1円で利用可能</li> <li>3,000ポイントから携帯料金の支払に利用可能</li> </ul>					<ul> <li>ポイントは期間固定Tポイント</li> <li>1 ポイント=1 円で利用可能</li> <li>Yahoo! JAPANサービスのみで利用可能 (携帯料金の支払は不可)</li> </ul>				

46

## 新たなプランの概要くNTTドコモ・ソフトバンク>

#### NTTドコモ「docomo with」

- NTTドコモは、平成29年6月、新割引プラン 「docomo with Iを提供開始。
- □ 特定の対象端末の購入が必要ではあるものの、 その後は他の端末に変更しても、恒常的に毎月 1,500円を割引く※プラン。

※端末購入に伴う月額通信料金割引を受けて他の端末に変更した場合 を除く。

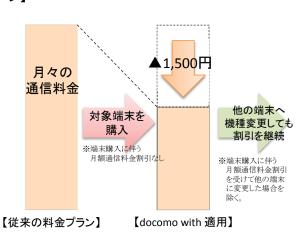
## ソフトバンク「ワンキュッパ割」

- □ ソフトバンクは、平成29年9月、新割引プラン「ワン キュッパ割」を提供開始。
- □ 特定の対象端末の購入及び特定の料金プラン※1 への加入が必要ではあるものの、その後は他の端 末に変更しても、恒常的に毎月1,457円を割引く※2 プラン。

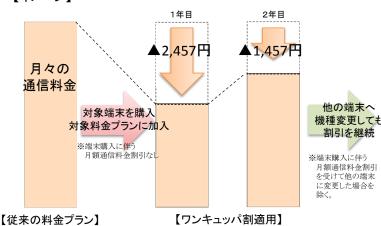
なお、契約後1年間は更に1,000円割引。

- ※1 基本料:通話定額基本料または通話定額ライト データ:データ定額1GB
- ※2 端末購入に伴う月額通信料金割引を受けて他の端末に変更した場 合を除く。

#### 【イメージ】



#### 【イメージ】



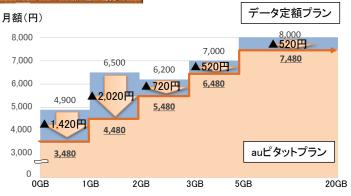
機種変更しても

## 新たなプランの概要くKDDI>

- □ KDDIは、平成29年7月14日から、実際のデータ使用量に応じた定額料金が自動的に適用される「auピタッ トプラン」及び20GBまたは30GBのデータ定額型料金の「auフラットプラン」を提供開始。
- □ 端末購入を条件とする割引ではなく、通信料金を恒常的に値下げするもの。
- □ auピタットプラン※の料金は、3,480円(~1GB)~7,480円(5~20GB)となり、これまでのプランと比較して、 最大約30%低廉化。
- □ auフラットプラン※の料金は、6.500円(20GB)、8.500円(30GB)となり、これまでのプランと比較して、 いずれも1,500円低廉化。

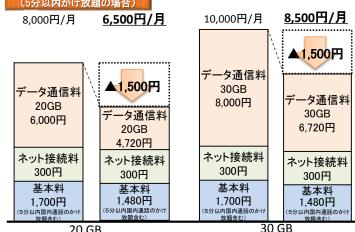
※5分以内のかけ放題、2年間契約の場合。auピタットプランにおいて音声通話が従量制の場合の料金は2,980円~6,980円。

#### auピタットプラン (5分以内かけ放題の場合)



- ※1 平成30年5月31日までに、機種変更・新規契約と同時に本プランに加入した場合、 年間、更に1,000円割引。
- ※2 auスマートバリューへ加入した場合、1GB、2GBでは更に月額500円割引、3GB~ 20GBでは更に月額1,000円割引。
- ※3 データ定額プランの2GBについては、5分以内かけ放題との組合せ不可のため、 かけ放題との組合せ。

# (5分以内かけ放題の場合)



※1 平成30年5月31日までに、機種変更・新規契約と同時に本プランに加入した場合、 1年間、更に1,000円割引。

※2 auスマートバリューへ加入した場合、更に月額1,000円割引。 ※3 月々の通信料金の総額から割引。

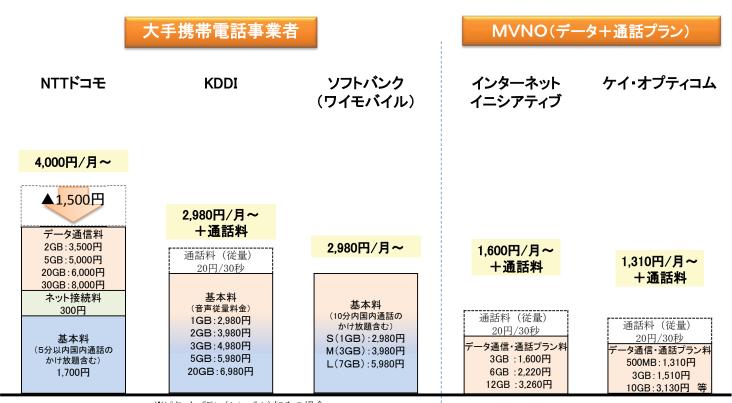
# 主要MVNOの料金プラン(データ通信+音声)例

(平成30年4月1日時点)(月額、税抜)

会社名 (プランド名)		楽天 (楽天モバイル)		インターネット		NTT			.r≤⊏QU QU)	ニケーションズ モバイル)	ソニーネットワーク	
		従来プラン	スーパーホーダイ ※1	(IIJı	アティブ mio) :2	コミュニケーションズ (OCNモバイルONE)	ケイ・オプティコム (mineo)		従来プラン	おしゃべりプラン ぴったりプラン ※3	コミュニケーションズ (nuroモバイル)	
	500MB	-	_	-	_	_	700円		_	_	-	_
	1GB	1	-	-	_	-	800円		_	2,980円	-	_
	2GB	1	2,980円	-	_	_	_		_	_	700円	980円
デ	3GB	900円 (3.1GB)	1	900	0円	1,100円	900円		980円	3,980円	900円	_
	4GB	_	_	-		_	- –		_		1,100円	_
	5GB	1,450円	_	-	_	_	_		_	_	1,300円	1,780円
	6GB	-	3,980円	1,520円		1,450円	1,580円		_	_	1,500円	_
夕通信料金	7GB	_	_	_		_	_		_	5,980円	1,700円	_
	8GB	_	_	_		_	_		_	_	1,900円	_
	9GB	_	_	_		_	_		_	_	2,100円	_
	10GB	2,260円	_	-	_	2,300円	2,520円		_	_	2,300円	_
	12GB	_	_	2,56	60円	_	_		_	_	-	_
	14GB	-	5,980円	-	- 1	_	_		_	_	_	_
	20GB	4,050円	_	-	- 1	4,150円	3,980円		_	_	_	_
	25GB	-	_	-	- 1	_	_		_	_	_	_
	30GB	5,450円	_	-	- 1	6,050円	5,900円		_	_	_	_
音声通信	基本料	700円	込み (5分以内かけ放題)	タイプA 700円	タイプD 700円	700円	Aプラン 610円	Dプラン 700円	700円	込み (5分以内かけ放題or 無 料通話30分~/月)	タイプD 700円	タイプS 700円
	通話料	20円/30秒	10円/30秒 ※4	20円,	20円/30秒 20円/3		20円/30秒		20円/30秒 20円/30秒 **4		20円/30秒	
	合計	1,600円~	2,980円~	1,600円~		1,800円~	1,310円~		1,680円~	2,980円~	1,400円~	1,680円~

<sup>※1</sup> 国内通話5分以内かけ放題がセットになった月額料金プラン。通信量がデータ容量を超えた場合でも最大1Mbpsで通信可能。※2 3,100円/月で+20GB、5,000円/月で+30GBの大容量オプションも提供。※3 国内通話5分以内かけ放題(おしゃべりプラン)または無料通話30~90分(びったりプラン)を含む料金プラン。※4 無料通話分超過時の従量料金。 出典:各社HP

# 大手携帯電話事業者とMVNOのスマートフォンの料金比較(例)



※docomo with加入の場合
※月々の通信料金総額から割引

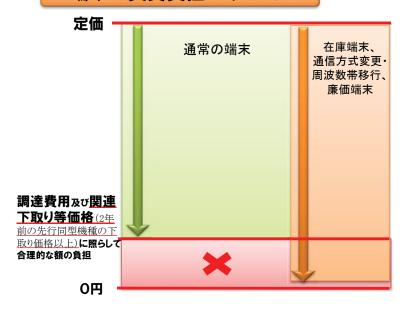
※ピタットプラン(シンプル)加入の場合

## 趣旨

- □ 大手携帯電話事業者による、MNP等により端末を購入する一部の利用者への行き過ぎた 端末購入補助の適正化により、
  - ▶高止まりしている通信料金の低廉化
  - ▶端末購入補助を受けない長期利用者等との公平性の確保
  - ▶低廉なMVNOサービスの一層の普及

を図る。

## 端末の実質負担のイメージ



## 端末購入補助の内容

- スマートフォン購入又はMNP※を条件とする
  - ▶携帯電話の通信料金割引
  - ▶スマートフォンの購入代金割引
  - ▶キャッシュバック・商品券・ポイント等
- スマートフォンの販売又はMNP<sup>※</sup>(1月未満 の臨時増額に限る)に応じて販売店に 支払う金銭(販売奨励金)

※端末購入を伴わないSIMのみ契約は除く

(対象とするもの)

- 他の物品・役務とのセット割引
- データ通信量の無料増量

(対象外とするもの)

- 下取りによる割引等(中古市場での一般的な買取 価格を著しく超える場合は、超える部分は対象)
- 一定年齢以上又は以下を条件に、期限の定めがなく継続的に提供される割引等